

取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？

～ 残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まりました～

事業者は、取引先事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業者は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を超えて労働者に仕事をさせることができません。

長時間労働につながる取引慣行があれば、見直しましょう。

他の事業者との取引において、

長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わない
よう配慮する必要があります。

(労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)第2条第4項)



**著しく短い期限
発注内容の頻繁な変更**



事業者の皆様は、他の事業者との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること

発注内容の頻繁な変更を抑制すること

発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

(労働時間等見直しガイドライン(平成20年厚生労働省告示第108号)2(4))

さらに2024年4月からは…

残業が多い**建設業、自動車運転者、医師**についても、働く人の命と健康を守るため、5年間の猶予を経て、2024年4月から、時間外労働の上限規制が始まりました。

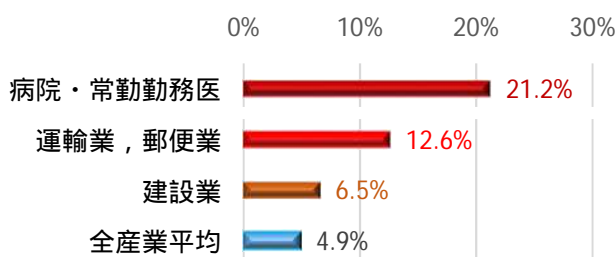
取引先が長時間労働に至らないよう準備はできていますか？

裏面へ



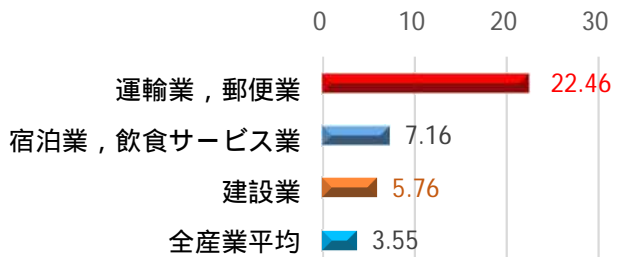
長時間労働の解消が急務です(長時間労働は健康障害を招きます)

図1 過労死を発生しかねないペースで働く人の割合



運輸業、郵便業、建設業、全産業平均については、月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合(総務省「労働力調査」(2023年)から香川労働局作成)
病院・常勤勤務医については、過労労働時間が60時間時間以上の割合(「医師の勤務環境把握に関する研究(令和4年度厚生労働科学研究)」から)

図2 過労死等認定事案の発生頻度 (人/百万人)



雇用者数100万人当たりの脳・心臓疾患の労災認定件数(上位3業種)(農林業等除く)
厚生労働省「令和5年度「過労死等の労災補償状況」」の令和5年度件数を、総務省「労働力調査」の2023年平均値で除したもの(香川労働局作成)

本資料の利用は、香川労働局ホームページ利用規約に準じます <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/copyright.html>

(どなたでも所定のルールに従って複製等、自由に利用できます。商用利用も可能です。)

本資料のイラストは、厚生労働省資料又はフリー素材から

(2024.3作成, 2024.9更新)

残業の多い建設業、ドライバー、医師も残業規制が始まりました

各事業者は、取引先等のこれら業種の長時間労働防止について、自社が準備できているか改めて次のポイントを確認ください。

例えば運送契約に基づく荷の配送や建設工事請負契約に基づく工期といった民事契約の内容を履行するために必要であっても、運送事業者や建設事業者がその労働者に法律に基づく上限時間を超えて労働させることはできません。

対応のポイント1 経営トップの方針表明や体制整備を行いましょ

- ☑ いわゆる「2024年問題」への対応について、経営トップが法改正の概要を認識の上、自社との関係性や準備の進捗状況に応じて、経営方針やヒト・モノ・カネ・情報等の体制が適切か否か確認し、必要があれば見直しを行いましょ。

対応のポイント2 社内の関係部署に必要な周知を行いましょ

- ☑ 次を含む必要な事項について、自社の各関係部署等に周知しましょ

- (1) 改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制等の内容
- (2) 改正貨物自動車運送事業法等の内容（違反原因行為が疑われる荷主に対する国土交通大臣による働きかけ、要請、勧告・公表の仕組み等）
- (3) 改正建設業法の内容（著しく短い工期で建設工事を契約した発注者に対する国土交通大臣等による勧告・公表の仕組み等）

対応のポイント3 具体的な対策に取り組みましょ

農林水産業、製造業、卸・小売業、建設業など、トラックドライバーの長時間労働に大きな影響を及ぼす事業場 にあっては、荷主による率先した取組が必要であるため、次のような具体的取組を実施しましょ。

- ☑ 関係ガイドライン、トラック運転者の長時間労働削減の荷主企業としての取組事例、「独占禁止法」の物流特殊規定に係る内容の社内関係部署への周知
- ☑ 元請事業主（運送業者）に提案を求め、運送業者と協働して対策を検討・実施するなど、具体的な対策を講じること。

発荷主と着荷主はもとより、建設業における元請事業者等の関係者を含む。



対応のポイント4 自社の労働者が休暇取得しやすい環境を整えましょ

- ☑ 様々な業種で働く人が残業を避けられるよう、自ら雇用する労働者の年次有給休暇など休暇取得を促進しましょ（年休取得の拒否は違法です）

医療機関での受診や家族の病状説明聴取、近隣工事の説明聴取、学校の教師との面談などを予定する際に、相手側への時間的配慮が長時間労働の削減につながります

関係ガイドラインや取組事例など
詳細情報はこちら

はたらきかたススメ！

（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_112501_00013.html

香川労働局HP



労使団体トップや香川県知事らが働く人に過度な負担を生まないアクションを県内で進めることを共同宣言しました



（2023年10月撮影）